

豊富町地域おこし協力隊設置要綱

(目的)

第1条 人口減少や高齢化が進む本町において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、もって地域の活力維持と魅力の再発見につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号。以下「推進要綱」という。）に基づき豊富町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 農林水産業への従事等
- (2) 環境保全活動
- (3) 住民の生活支援
- (4) 地域おこしの支援
- (5) その他、地域力の維持・強化に資するため必要な活動

2 隊員は、その活動状況について町長に活動報告書を提出するものとする。

(公募)

第3条 隊員は、3大都市圏、政令指定都市又は地方都市（条件不利地域を除く。）から豊富町に住民票を移すことが可能である者を公募する。

(任用)

第4条 隊員は、応募のあった者の中から、地域おこしに熱意と理解を有し、かつ、積極的に活動できる者を、町長が任用する。

(身分)

第5条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条に定める一般職非常勤職員とする。

(任期)

第6条 隊員の任用期間は原則1年以内とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 任用を延長する場合には、原則1年ごとに任用期間を延長することとする。

3 町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとする。

(報酬等)

第7条 隊員の報酬等は、予算の範囲内において支払うものとする。

2 町長は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。

(解任)

第8条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があった場合

(秘密を守る義務)

第9条 隊員は職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 1月26日から施行する。